

AI 活用/IoT デバイス事業化・開発センター事業化支援等 委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う AI 活用/IoT デバイス事業化・開発センター事業において、AI/IoT デバイスの開発や AI/IoT 技術を活用したビジネス等を創出するプロジェクトの組成及び推進支援、製品・サービスの創出機運醸成及び事業の効果的運営に向けた支援に関する業務を委託するにあたり、業務内容について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和4年度 AI 活用/IoT デバイス事業化・開発センター事業化支援等委託業務

2 目的

県では、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン※¹」（計画期間：2018年度から2022年度まで）に基づき、産業イノベーションの創出に向けて、積極的にチャレンジするものづくり産業の集積を目指すこととしている。

同プランでは、第4次産業革命の進展に伴い、AI/IoT デバイスの需要の増大が見込まれることから、県内企業等が保有する技術を基にした、新しい産業分野への展開を促進するため、工業技術総合センター「AI 活用/IoT デバイス事業化・開発センター」（以下「センター」という。）が AI/IoT デバイスの開発等を一貫して支援することとしている。

本委託業務は、センターによる、AI/IoT デバイスの開発や AI/IoT 技術を活用したビジネス等を創出するプロジェクトの組成・推進等の取組を支援することを目的とする。

※1：長野県ものづくり産業振興戦略プランの詳細は下記 URL へ掲載

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/shisaku/senryaku2/index.html>

3 実施場所

長野県を含む日本国内及び海外とする。

4 実施期間

委託契約の締結日から令和5年3月24日までとする。

5 業務内容

（1）プロジェクトの組成及び推進支援

受託者は、センターによる、AI/IoT デバイスの開発や AI/IoT 技術を活用したビジネス等を創出するプロジェクトの組成・推進の取組を支援するため、以下の業務を行う。

ア 開発・事業化ニーズの収集・整理

- ① AI/IoT 等の技術を保有する企業、研究機関や AI/IoT 等を活用した新規事業を検討する者等に対して行うセンターのヒアリングに必要なに応じて同行し、概要を取りまとめる。
- ② ①を基に、センターがプロジェクトを立上げるために必要な情報を提供する。

イ プロジェクトの推進支援

センターが立ち上げたプロジェクトの推進を図るため、以下の業務を行う。

- ① センターとともに、プロジェクトの推進主体が行う、開発・事業化戦略・計画の企画、

実施に当たっての連携体制（企業、研究機関等）の構築などを支援する。

- ② センターとともに、推進主体が行うコンセプトメイキング、試作開発、実証試験、プロモーション等を支援する。また、必要に応じて国等の提案公募型資金の獲得を支援する。

（２）製品・サービスの創出機運醸成

受託者は、AI/IoT 関係の製品・サービスの創出機運醸成の観点から、以下の業務を行う。

- ・センターの業務について周知する観点から、センターが行うウェブサイトや紹介リーフレットの作成、展示会出展等に対して支援を行う。
- ・県内において、AI/IoT デバイス開発等のプロジェクトの創出機運を醸成するため、センターが行うシンポジウム等の企画・実施化を支援する。

（３）事業の効果的運営に向けた支援

受託者は、センターの支援を効果的・効率的なものとする観点から、以下の業務を行う。

- ・センターのメンバー及び関係者が集まり定期的に開催される連絡会議へ参加し、本委託業務の進捗状況の報告を行うとともに、必要に応じてセンター業務全般への提案を行う。
- ・IoT 事業化プロデューサーを核としてセンターが行う支援業務の企画・立案・実施化全般について、必要に応じて支援を行う。

※（１）、（２）、（３）の実施に当たっての留意事項

○業務を行う際は、必要に応じて海外の動向も踏まえること。また、公開情報（市場レポート、企業データベース、専門記事検索等）とともに、受託者が有する知見・経験、人的ネットワーク等を活かすこと。

○本仕様書の業務内容以外にも、本委託業務の目的を実現する上で有効な業務等があれば、受託者は、県へ積極的に提案を行い、担当部署と協議の上随時見直しを行うこと。

（４）実績報告書の作成

（１）、（２）、（３）の結果を踏まえ、委託期間終了までに以下に留意し報告書を作成する。

- ・A4判10ページ以上で必要なページ数（任意様式）とし、様式第1号に添付して提出すること。
- ・業務を踏まえて本県特有の課題や目指すべき事業化のモデル等を取り纏めることにより、今後のセンター事業の企画・立案に資する資料となるよう努めること。
- ・掲載内容の詳細については、県と協議しながら決定していくこと。
- ・受託者は、県が指定する日までに報告書を電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で県へ提出すること。
- ・報告書には、他者の所有権、著作権等の権利を侵害する可能性を有するものを権利保有者の許可なく掲載しないこと。
- ・報告書へ掲載する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

（５）業務実施にあたっての留意事項

受託者は、本委託業務の効果的実施のため、以下の事項に留意すること

- ・個人情報及び企業の秘密情報の取得、保護及び管理について十分に注意し、流出、損失等が生じないようにすること。
- ・本事業において知り得た情報については、その秘密を保持するとともに、本事業の目的以外に使用してはならないこと。また、委託期間終了後も同様とする。
- ・本事業において収集した全ての情報等（例：ヒアリング結果）については、県に帰属するものとし、委託期間終了後は県へ提出すること。
- ・本事業の実施に当たり発生する県や関係機関、専門家等との打合せに要する旅費、通信費等の経費については、委託料に含まれるものとする。
- ・このほか、本事業の効率的、効果的な実施に繋がると考えられる事項について、積極的な提案を行い、県と協議の上実施すること。

6 成果目標

受託者は、以下を達成目標として本委託業務を実施する。

- ・本業務の実施により、AI/IoT デバイス開発や AI/IoT 技術を活用したビジネスが創出されること。

7 その他

- ・本事業に係る収支内容を証する経理書類、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳等の会計書類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿（人件費を計上する場合に限る。）を整備し、業務終了後5年間、保管すること。
- ・本事業の会計書類は、他の会計書類と明確に区分し、その用途を明らかにしておくこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。
- ・受託者は、本事業で知り得た機密情報について、その秘密を洩らし、又は盗用してはならない。本事業の委託契約期間の終了後も同様とする。

(様式第1号)

AI活用/IoTデバイス事業化・開発センター事業化支援等委託業務
実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名 称
代表者

令和4年 月 日付の委託契約により実施した令和4年度 AI 活用/IoT デバイス事業化・開発センター事業化支援等委託業務が終了したので、委託契約書第7条の規定により別添のとおり報告します。